### 別表第1(第14条関係)

区分	/ \	4余関	種	 類	単 位	金額		備 考
		総トン数 50トン未満の船 総トン数 50トン以上の船 舶		12時間以内のとき 12時間を超え 24時間以内のとき		202円 (184円) 269円 (245円)		船舶(漁船にあっては、総トン数20 トン未満で当該港を基地とするも の)、避難船及び救助船について
				24時間を超えるとき	1隻 1回	269円に、24時間を超える 12時間ごとに 135円を加算した額 (245円に、24時間を超え る12時間ごとに	2	は、免除する。 定期船については、上記使用料の 額の半額とする。 外航運送に従事する船舶(消費税 法施行令(昭和63年政令第360
	物揚場(小			12時間以内のとき 12時間を超え 24時間以内のとき 24時間を超えるとき	1トン 1回	123円を加算した額)		号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。)については、上記括弧内の使用料の額とする。
使	型船舶用物揚場を除く。)	作業船、起	業船、起	12時間以内のとき 12時間を超え 24時間以内のとき 24時間を超えるとき	1隻	700円 (640円) 930円 (850円) 930円に、24時間を超える 12時間ごとに470円を加算 した額 (850円に、24時間を超え る12時間ごとに		
用料		重機船等の特殊船舶	の船長10メートル以上の船舶	12時間以内のとき 12時間を超え 24時間以内のとき 24時間を超えるとき	1m 1回	430円を加算した額) 70円に船長を乗じて得た額(64円に船長を乗じて得た額93円に船長を乗じて得た額93円に船長を乗じて得た額93円に船長を乗じて得た額に、24時間を超える12時間ごとに47円に船長を乗じて得た額を加算した額(85円に船長を乗じて得た額を124時間を超える12時間ごとに43円に船長を乗じて得た額を加算した額)		
	小型船舶用泊地	船長5メートル以上		満の船舶		1, 750円	1	「小型船舶用泊地」とは、小型船舶 (総トン数20トン未満の船舶をい う。以下同じ。)を停泊させるための
				上の船舶	1月 1隻	2, 600円		港湾施設をいう。  公用船舶、総トン数10トン未満の船舶(漁船にあっては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの)、避難船及び救助船については、免除する。ただし、次項の規定により加算する額があるときは、当該加算する額に限り、徴収する。  小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮桟橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮桟橋等の横幅を加えた長さが5メートルを超える1メートルまでごとに、上記使用料の額の2割を使用料の額に加算した額とする。

		1, 000}	ン未満の	>船舶		2,600円 (2,390円)	1 公用船舶、総トン数10トン未満の 船舶(漁船にあっては、総トン数20						
		1,000}	ン以上、	3,000トン未満の船舶		5, 350円 (4, 890円)	トン未満で当該港を基地とするも の)、避難船及び救助船について は、免除する。						
	係 船	3, 000}	・ン以上、	5,000トン未満の船舶	1隻 1回	7, 750円 (7, 070円)	は、元体する。						
	涇	5,000トン以上、10,000トン未満の船舶			(24時間 まで)	11, 100円 (10, 110円)	2 定期船については、上記使用料の 額の半額とする。						
		10, 000	)トン以上	、15,000トン未満の船舶		16, 700円 (15, 220円)	3 外航運送に従事する船舶について						
		15, 000	)トン以上	の船舶		23, 300円 (21, 200円)	は、上記括弧内の使用料の額とする。						
	可動橋	自動車	航送旅客	<b>S船</b>	1トン 1回	2円64銭							
		鉄		15日以内のとき		15円60銭	事務所として使用するときは、一日一 平方メートル当たり37円10銭とする。						
		筋建	1 階	15日を超え1月以内のとき		23円90銭							
	上	Æ		1月を超えるとき	1月	31円10銭							
	屋	鉄		15日以内のとき	1 m²	37円10銭							
		骨建	2 階	15日を超え1月以内のとき		49円							
		建		1月を超えるとき		59円80銭							
		別府港リ	県営2号	上屋		40円60銭	(C 24 Cla   1/2/2 1/4 1/6/11						
		別府港県営3号」		上屋		50円80銭	8円60銭(可動式ホーム上屋にあっては、一日一平方メートル当たり278円) とし、臼杵港県営上屋のホーム上屋に						
	旅客上屋	佐伯港県	県営1号	上屋	1日	50円80銭	ついては一日一平方メートル当たり7 円31銭とし、その他の旅客上屋のホー						
使用		佐伯港県営2号上屋			1 m²	34円	ム上屋については一日一平方メートル 当たり1円56銭以内で知事が定める額 とする。						
料		臼杵港県営上屋				37円40銭	C 7 500						
		その他の	の旅客上	屋		34円70銭							
	倉庫	鉄筋建	鉄骨建		1月	11円90銭							
		木造建			1 m²	5円22銭							
				15日以内のとき		2円3銭	1 大分港、別府港、津久見港、佐伯 港及び中津港の野積場は 1級地とし、臼杵港の野積場は2級						
		1級地		15日を超え1月以内のとき		2円51銭	1 放地とし、日代港の野積場は2級地とし、その他の港の野積場は3級地とする。						
										1月を超えるとき		3円11銭	
	野		2級地	15日以内のとき		1円68銭	2 舗装区域については、一日一平方メートルにつき、1円68銭を上記使						
	積場	2級		15日を超え1月以内のとき	1 ∃ 1 m²	2円26銭	用料の額に加算する。						
	<i>₹</i> 555			1月を超えるとき		2円86銭							
			3級地	15日以内のとき	7 [	1円31銭							
		3剎		15日を超え1月以内のとき	7	1円91銭							
				1月を超えるとき		2円51銭							
	きお	15日以内のとき			1日	3円34銭							
	おさば 地	15日を超えるとき			1 m²	5円26銭							
	附 属 地				1月 1㎡	90円							

				1時間以内のとき		無料	
			<b></b> ( ∧	1時間を超え6時間以内のとき		1時間を超える1時間ごとに 100円	
	駐	地区駐車械による	大分港西大分 地区駐車場(機 戒による入退場 が管理されるも	6時間を超え12時間以内のとき	1台	500円に、6時間を超える1 時間ごとに200円を加算し た額	
	車場	か官埋る の)	21125	12時間を超え24時間以内のとき		2, 100円	
				24時間を超えるとき		2, 100円に、24時間を 超える1時間ごとに200円 を加算した額	
使用		その他の	の駐車場		1月 1㎡	160円	
料	コンテナクレーン				1基		1時間以内で使用するときの使用料の額とし、1時間を超えて使用するときの使用料の額は、経過30分までごとに、上記使用料の額の5割を上記使用料の額に加算した額とする。
	くん蒸 庫				1 ㎡ 1回	860円	
	冷凍コン セント	/			1時間 1口	320円	
	トラックスケール				1回	380円	
区分		種類				金額	備考
	電柱	電柱(支柱及び支線を含む。)			1年1本	1,000円	
		鉄塔 鉄柱			1年1基	2, 600円	
	広告塔	外径0.6m未満又は高さ3m未満のもの 外径0.6m以上1.5m未満又は高さ3m以上5m未満のもの 外径1.5m以上又は高さ5m以上のもの			1年 1基	5, 300円	
						12, 900円	
						31, 200円	
	看 板				1年 1㎡	1, 000円	
占用	地下	外径0.3	3m未満の	0もの	1年	110円	
料	- 埋 設	外径0.3m以上1m未満のもの			1本 1m	360円	
	物	外径1m以上のもの		1111	540円		
	<b>*</b> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		外径0.3	Bm未満のもの	- 1年 1本 - 1m	330円	
	架空工作	管類	外径0.3	0.3m以上1m未満のもの		1, 080円	
	作		外径1m	以上のもの		1, 590円	
	物	その他の工作物			1年 1㎡	1, 080円	
	その他のもの				1年 1㎡	900円	

#### 備考

- 1 1月の単位で示したものについて、使用の期間が1月未満のものは、1月として算定する。 2 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満のものは、月割り計算により、1月未満のものは、1月として算定ただし、月の中途において継続して占用する場合は、その翌月分から徴収する。 3 料金の総額に10円未満の端数を生じたときは、切り上げる。 4 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

# 別表第2(第14条関係)

区分			種		単位	金額	備考							
	大分港坂			1日以内のとき		870円								
		小	船長10m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	4, 300円								
		物型		10日を超え1月以内のとき 1月を超えるとき	1月1年	7,800円								
		揚船		1月を超えるとさ	1月1隻	8,650円 1,300円								
		場泊		1日を超え10日以内のとき	1隻	6, 500円								
	坂	用	船長10m以上の船舶	10日を超え1月以内のとき		11, 700円								
	Ø			1月を超えるとき	1月1隻	13,000円								
	市			1日以内のとき		1, 200円	•							
	<u> </u>		船長10m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	6,000円								
	細	浮係	//L // 1 0 111 / (       1 / / / / / / / / / / / / / / / /	10日を超え1月以内のとき		10,800円								
		浮桟橋		1月を超えるとき 1日以内のとき	1月1隻	12,000円								
	地 区	橋田		1日を超え10日以内のとき	1隻	1,800円 8,950円								
		Ж	船長10m以上の船舶	10日を超え1月以内のとき		16, 100円								
				1月を超えるとき	1月1隻	17, 900円								
		船揚	場		1日1隻	6, 300円	•							
				1日以内のとき		870円								
		,_	船長10m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	4, 300円	•							
使	大大	浮係	//L // 1 0 111 / (       1 / / / / / / / / / / / / / / / /	10日を超え1月以内のとき		7,750円								
用	大在地区	浮桟橋		1月を超えるとき	1月1隻	8,650円								
料	地港	橋田		1日以内のとき 1日を超え10日以内のとき	1隻	1,300円 6,500円	•							
		)113	船長10m以上の船舶	10日を超え1月以内のとき	15	11, 700円								
( ]				1月を超えるとき	1月1隻	12, 900円								
ヨッ		浮栈橋		1日以内のとき	=7,1=20	560円								
ŀ	日 吉原地区 地区		船長10m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	2,850円								
及				10日を超え1月以内のとき	- //.	5, 100円								
び			船長10m以上の船舶	1月を超えるとき	1月1隻	5,650円								
モ				1日以内のとき 1日を超え10日以内のとき	 1隻	860円 4, 250円	•							
]				10日を超え1月以内のとき		7,650円								
タ				1月を超えるとき	1月1隻	8, 500円								
ボ			船長5m未満の船舶		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 200円	官公署及び学校教育							
1		一般	船長5m以上6m未満の			2,500円	法(昭和22年法律第							
, ,			船長6m以上7m未満の			2,800円	26号)第1条に規定 する学校の所有する							
ic		使浮	船長7m以上8m未満の		1 11	3, 150円	ヨット及びモーター							
関		用栈	船長8m以上9m未満の射船長8m以上10m未満の		 1 1隻	3, 450円	ボートについては、免 除する							
す		の橋 場 合		船長9m以上10m未満の船舶 船長10m以上11m未満の船舶			1/41 / 0/0							
る			船長11m以上12m未満			4,200円 4,600円								
ŧ			船長12m以上13m未満			5,000円								
0	別	)	船長13m以上の船舶			5, 450円								
	府		船長5m未満の船舶	60.65		16, 900円								
	港 北	専	船長5m以上6m未満の			19,400円 21,900円								
	浜	用	船長6m以上7m未満の射船長7m以上8m未満の射			24, 500円								
	E N	使浮	船長8m以上9m未満の		1月	27,000円								
	ツ	用栈	船長9m以上10m未満の		1隻	29, 500円								
	1	の橋	船長10m以上11m未満	の船舶		32,600円								
	ハ	場合)	船長11m以上12m未満			35,800円								
			船長12m以上13m未満	の船舶		38, 900円								
	バー			船長13m以上の船舶		42, 100円								
	ı	_	船長5m未満の船舶 船長5m以上6m未満の	4公46		2,100円 2,350円								
		ーボ	船長6m以上7m未満の		<del></del>	2, 600円								
		般し	船長7m以上8m未満の			2, 900円								
		使り	船長8m以上9m未満の	鉛舶	1月	3, 150円								
		トヤー	船長9m以上10m未満の		1隻	3,400円								
		堤	船長10m以上11m未満			3,750円								
		<b>労</b> 合 )	船長11m以上12m未満	·		4, 150円								
			)	1 )		( )	)	1 )	1	船長12m以上13m未満 船長13m以上の船舶	▽ノ列ロ利日		4,500円 4,850円	
<u> </u>						4,000円								

			船長5m未満の船舶		1	19 100⊞	官公署及び学校教育
		$\overline{}$		5八 6台	4	15 100H	法(昭和22年法律第
		専ュ	船長5m以上6m未満の射			15, 100円	26号)第1条に規定
		サボー用・	船長6m以上7m未満の			17,000円	26号)第1条に規定する学校の所有するコット及びモーター
		庙	船長7m以上8m未満のA			19,000円	ヨット及びモーター
		H L	船長8m以上9m未満の			20,900円	ボートについては、免
		一のヤ	船長9m以上10m未満の	分船舶	1隻	22,800円	
	別		船長10m以上11m未満	の船舶	1月隻       1回回11時       1月隻       1月隻       1月隻       1月隻       1月隻       1月隻       1月隻       1月隻       1月1隻       1月1隻	25, 200円	
	府	場ド	船長11m以上12m未満	の船舶	1	27,600円	
	港	合	船長12m以上13m未満		1回 1回 1回 1時間 1時間 1集 1月1隻 1月1隻 1月1隻 1月1隻	30, 100円	
	港北	$\overline{}$	船長13m以上の船舶			32, 500円	
	浜		船長5m未満の船舶			1,650円	
	3		船長5m以上6m未満の船	松舶	-	1,900円	
	ッ		船長6m以上7m未満の		+	2, 100円	t l
	ŀ	L	船長7m以上8m未満の		+	2, 100円	
		上架			4	2, 500円	
	ハー		船長8m以上9m未満の船長8m以上10m未満の船		1回		ļ
压		施	船長9m以上10m未満の		4	2,700円	
使	バ	設	船長10m以上11m未満			3,000円	
用	l		船長11m以上12m未満			3, 250円	
料			船長12m以上13m未満	の船舶	1	3,500円	
			船長13m以上の船舶			3, 750円	
$\overline{}$		給水施			1回	370円	
3		給電施	設			260円	
ツ		駐車場			1台	200円	
<u>۱</u>		(浮桟橋	又はボートヤードの使用語	午可を受けた者が使用する場合を除く。)	1時間	200円	
及		係船専用浮桟橋		1日以内のとき		230円	
び			船長10m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき		1, 150円	
モ				10日を超え1月以内のとき		2, 100円	
1				1月を超えるとき		2, 300円	
タ				1日以内のとき	1/112	360円	
ĺ	そ		船長10m以上の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	1,750円	
ボ	Ø.			10日を超え1月以内のとき		3, 150円	
7.	他			1月を超えるとき	1月1隹	3, 450円	
, ,	(E)	係留施設の		1日以内のとき	1月1支	170円	ŀ
-	地		船長5m未満の船舶	1日を超え10日以内のとき	1隻	880円	
に	区					1, 550円	
関				10日を超え1月以内のとき	1014		
す				1月を超えるとき	1月1隻	1,750円	
る				1日以内のとき	1 Hz	250円	
P			船長5m以上の船舶	1日を超え10日以内のとき		1,300円	
0)				10日を超え1月以内のとき		2, 350円	
$\overline{}$				1月を超えるとき		2,600円	
			船長5m未満の船舶			1. 750円	1「小型船舶用泊
			AL X OTTO THE TO MAKE			1, 1001,	1型」とは、小型船舶を
							停泊させるための港
							湾施設をいう。
		小					
							2 小型船舶用泊地
	_	型					の使用者がその所有
	全	船					する浮桟橋等を併せ
	地	舶			1月1隻		て使用するときの使
	区	用	船長5m以上の船舶		1	2,600円	用料の額は、小型船舶の横幅に浮桟橋等
		泊			1		加り傾幅に存役偏等 の横幅を加えた長さ
		地					が5メートルを超える1
					1		メートルまでごとに、
					1		上記使用料の額の2
					1		割を使用料の額に加
				1		算した額とする。	
	<u> </u>	L	1		1	<u> </u>	

備考 1月の単位で示したものについて、使用の期間が1月未満のものは、1月として算定する。

# 別表第3(第16条の2関係)

<u> </u>	別表第5(第10米のZ関係)										
区分		種 類		単位	金額						
			12時間以内のとき	1台							
利用料金		時間を単位とす る利用	12時間を超えるとき	100円以上510円以下の 額に、12時間を超える6 間ごとに100円以上310 円以下の額を加算した額							
		月を単位とする利用		1月1台	5, 250円以上 8, 350円以下						